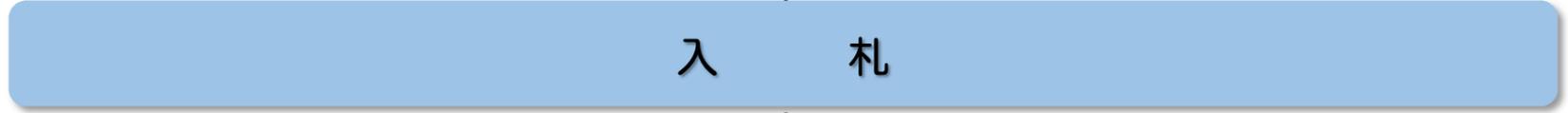
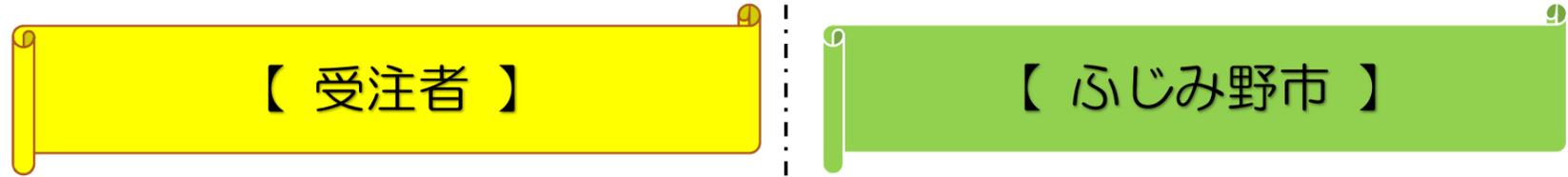


# 中間前金払のフローチャート



(部分払を実施する工事の場合)



※ 契約締結前に工事担当課へ提出



工事担当課へ提出

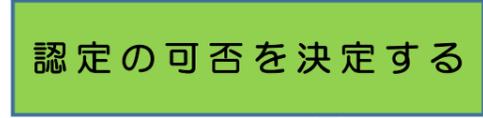


～中間前金払をするには～

- (1) 請負代金額が130万円以上であること。
- (2) 工期が2か月以上であること。
- (3) 工期の2分の1を経過していること。
- (4) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- (5) 既に行われた作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するもの(出来高が50%以上)であること。
- (6) 当初の前金払を既に行っていること。



工事担当課へ提出



※ 通知まで7日以内



工事担当課へ提出



※ 14日以内

